**コンタクトレンズ検査料について**

**1.初診料及び再診料**

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院に初めて受診した方は初診料291点を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は外来診療料76点を算定いたします。

**2.コンタクトレンズ検査料1**

コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、200点を算定いたします。

※厚生労働省が定める疾病の治療によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科的検査料で算定する場合があります。

※上記につきご不明な点はご相談ください。

担当医：望月　清文（経験年数42年）、白木　育美（経験年数23年）